

健保法等改正法について

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

令和元年5月15日成立

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

厚生労働省資料
(令和元年8月)を加工

改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入**【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、船員保険法】
 - オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。(公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日)
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設**【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
(令和元年10月1日)
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等**【高確法、介護保険法、健康保険法】
 - 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。(DPCデータベースについても同様の規定を整備。)(令和2年10月1日(一部の規定は令和4年4月1日))
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等**【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。(令和2年4月1日)
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化**【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
 - 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。(令和2年4月1日)
 - 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。(公布日(令和元年5月22日))
- 6. 審査支払機関の機能の強化**【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
 - 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。(令和3年4月1日)
 - 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。(令和2年10月1日)
 - 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
(令和2年10月1日)
- 7. その他**
 - 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消する。【国民健康保険法】(公布日(令和元年5月22日))

国民健康保険法の主な改正事項①

厚生労働省資料
(令和元年8月)

<オンライン資格確認等>

○オンライン資格確認等システムの運用に向けて、(初回登録を行った)個人番号カードの提示によっても、療養の給付を受けられるようにする。

○個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、国民健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。

国民健康保険法(抜粋)

第三十六条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。(略)

3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

<保健事業関係>

【保健事業と介護予防の一体的実施】

○高齢者に係る保健事業について、後期高齢者医療制度の保健事業、介護保険制度の地域支援事業(介護予防)との一体的実施に努めることを規定する。

○一体的実施に際して必要があるときは、後期高齢者医療広域連合に対し、レセプトデータ等の提供を求めることができることを規定する。

【都道府県による保健事業支援】

○ 都道府県の国保運営における役割を強化する観点から、都道府県について、

- ・ 市町村等が行う保健事業に対する支援に努めること、
- ・ そのために必要があるときは、市町村に対し、レセプトデータ等の提供を求めることができること

とする旨の規定を設ける改正を行う。

<資格管理の適正化(※)>

○日本人を含む国保被保険者の資格管理等の観点から、市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象として明確化する。

<審査支払機関の機能強化>

- 国保連合会について、業務運営に関する理念規定を創設する。
- データ分析等に関する業務を含め、業務規定(審査支払業務、第三者行為損害賠償求償事務等)を創設。
- 保健事業等の実施状況の分析、評価に努める旨を規定する。
- 審査委員の三者構成の同数委嘱規定の見直しに係る改正を行う。(※)

<賦課決定の期間制限(※)>

○社会保険の未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合における健康保険料と国民健康保険料の二重払いを解消するため、賦課決定の期間制限について所要の改正を行う。

○対象となる被保険者には、市町村窓口において、①国保の資格喪失届の提出、②「被保険者の責めに帰することのできない」かどうかの確認(★)、③保険料の還付申請を行っていただくことを想定。

★ 例えば、年金事務所が発行する「資格決定通知書」に、資格決定日及び資格取得日が記載されており、両者の日付が乖離している場合、届出義務のある事業主に帰責性がある(すなわち、被保険者に帰責性がない)と考えられ、市町村は「被保険者の責めに帰することのできない事由」があることを確認することが可能。

【参考】総務省からのあっせん(平成30年7月18日)の概要

健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消のために、関係法令の改正等について早急に検討を行うこと及び制度を改正するまでの間、現に国民健康保険料の還付を受けられない期間が生じている被保険者に対する必要な措置を検討し、当該措置を関係機関に対し周知すること。

(※)については、公布日施行の改正事項

5. 国民健康保険法施行規則の改正について

厚生労働省資料
(令和元年9月)

5. 国民健康保険法施行規則の改正について

被保険者証等の再交付申請書への個人番号の記載省略【令和元年9月下旬公布、令和元年10月1日施行（予定）】

- 現行、被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証の再交付の申請においては、申請書に被保険者の個人番号の記載を義務づけている。
- 平成29年及び平成30年の地方分権改革に関する提案募集において、これらの義務づけの見直しについて提案があったことを踏まえ、事務負担の軽減等の観点から改正を行う。
- 具体的には、
 - ① 世帯主が申請を行う場合（別添1）及び世帯員が世帯主の代理人として申請を行う場合（別添2）、運転免許証等の書類により申請者の本人確認ができた場合は、申請書には被保険者証の記号番号を記載すればよいこととし、個人番号の記載を不要とする。
 - ② 世帯員以外の者が世帯主の代理人として申請を行う場合（別添3）、代理人が法定代理人である場合は戸籍謄本等、法定代理人以外である場合には委任状等により代理権の確認を行うとともに、運転免許証等の書類により申請者の本人確認ができた場合は、申請書には被保険者証の記号番号を記載すればよいこととし、個人番号の記載を不要とする。

特別審査委員会の委員の同数委嘱規定の見直し【令和元年9月下旬公布、令和元年10月1日施行（予定）】

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、国民健康保険診療報酬審査委員会を構成する三者の代表（診療側代表、保険者側代表、公益代表）をそれぞれ同数の委員に委嘱するという国民健康保険法の規定が改正され、審査を受ける診療側及び審査を委託した保険者側をそれぞれ同数の委員に委嘱することとされたところ。
- 国民健康保険法施行規則に基づき国保中央会に設置されている国民健康保険診療報酬特別審査委員会についても、法改正と同様、同数委嘱規定の見直しを行うこととする。

各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策等（総括）

厚生労働省資料
（令和元年9月）
より転記（抜粋）

1. マイナンバーカードの取得、移行スケジュール

- 各保険者では、デジタル・ガバメント関係会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録（保険証としての登録）の促進に取り組む。
- 国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、令和元年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

2. マイナンバーカードの取得促進等の具体的取組

- 令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として本格的に利用できるよう、各保険者において、健康保険証の発行時や更新時をはじめ、様々なチャネル（医療費通知や健診受診表の送付、機関誌等）を用いて、事業主、加入者等へのカードの取得と初回登録の促進を行う。
- 保険者・事業主が主催するイベント（健診会場、健康づくりイベント）等において、マイナンバーカード取得に関するポスター・リーフレット等を活用した周知広報や、市区町村における出張申請サービスを活用した取得申請の支援に取り組む。
- 国家公務員及び地方公務員等では、交付申請書の配布により、被保険者による取得申請を支援し、一斉取得に取り組む。
- 市町村国保、後期高齢者医療広域連合では、市町村のマイナンバー担当課との連携を強化し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報や、未取得者へのカードの取得申請の支援に取り組む。

3. カード取得状況のフォローアップ

- 各保険者において、保険者の規模や構成を踏まえ、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録の進捗状況について定期的にアンケート調査等を行い、事業主等を通じた未取得者へのカード取得と初回登録の働きかけなど、フォローアップを行う。
- 各保険者では、被保険者のカード取得状況をフォローアップした上で、他保険者等におけるベストプラクティス（出張申請サービスの活用、交付申請書の配布等）を活用するなど、必要な対策を講じる。

（※）初回登録の進捗は、支払基金に登録される各保険者別の初回登録の情報を、厚生労働省が定期的に把握し、各保険者に共有する方法を想定。

2-3

国民健康保険におけるマイナンバーカード取得促進策等

- 市町村国保(被保険者約3000万人)及び国民健康保険組合(162組合:被保険者約280万人)では、以下の取組により、デジタル・ガバメント関係会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録(保険証としての登録)の促進に取り組む。
- 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【市町村国保】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・市町村のマイナンバーカード発行担当部局と国保・高齢者医療担当部局との連携を強化した上で、
 - ✓ 未取得者への取得勧奨の共同実施や窓口での初回登録に係る協力体制の構築等
 - ✓ 被保険者証の更新時等においてマイナンバーカード未取得者である国保被保険者が存在する世帯に対する個別の取得勧奨
 - ※ リーフレット、申請書類の送付 など
- ・資格取得届等の書類提出のための来訪者に対する取得勧奨
- ・健康診断や健康づくり事業等の主催イベントにおける取得勧奨、職員の出張申請窓口の開設
- ・被保険者証の更新時(概ね1~2年毎)、医療費通知、広報誌等の発送時における取得勧奨

●フォローアップ

- ・市町村国保における初回登録の進捗状況等について、制度の規模や構成を踏まえ、アンケート調査等を実施
- ・各保険者におけるベストプラクティスの横展開を推進

【国民健康保険組合】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

- ・資格取得届等の書類提出時における事業主、被保険者本人に対する取得勧奨
- ・健康診断や健康づくり事業等の主催イベントにおける取得勧奨、市町村職員の出張申請窓口の開設協力
- ・被保険者証の更新時(概ね1~2年毎)、医療費通知、広報誌等の発送時における取得勧奨
- ・国民健康保険組合に加入する事業主(事業所)との協力体制の構築 ※ 従業員への周知要請、初回登録のための機器類の準備・貸し出し など

●フォローアップ

- ・業所管官庁によるアンケート調査等にあわせて、国民健康保険組合における取得状況等についてのアンケート調査等を実施
- ・各保険者におけるベストプラクティスを活用するなど、被保険者の申請・取得状況を踏まえ、必要な対策を講ずる。

【厚生労働省】

- ・初回登録の進捗については、保険証としての登録の進捗を厚生労働省が支払基金の情報を元に定期的に把握し、保険者と共有する
- ・都道府県を通じて、市町村及び国民健康保険組合における取得等の促進を依頼、他保険者における取組を紹介
- ・国民健康保険組合の設立母体である各業界団体、関係団体への協力依頼

厚生労働省資料
(令和元年9月)
より転記(抜粋)

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のチップにあなた本人であることを証明する、「電子証明書」が入っているよ!



くらしを便利に! マイナンバーカード!

身分証明書
になる!
ライブ会場への入場、投票の受付、会員登録などに使える!

各種証明書をコンビニで取得できる!
全国のコンビニで、住民票の写しや戸籍証明書などが取得できる!
* 各自治体によってサービス内容が異なります。お電話: 0120-95-0178 までご確認ください。

ポイントで 2020年度 実施予定!
買い物ができる!
地域の商店やオンラインでお買い物に使える!

健康保険証
として使える!
2021年3月(予定)からスタート!
ビツとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!
・オンラインで確定申告ができる。
・子育てをはじめとする行政手続きができる。
・診断結果や医療費が確認できる(予定)。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバー 平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始)

※一部のリフ電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合があります

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応するフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding in English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
このフリーダイヤルは英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応するフリーダイヤルです。
このフリーダイヤルは英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応するフリーダイヤルです。

マイナンバーカードの取得方法はこちら <https://www.kojinbangou-card.go.jp/kojinbangou-card>

マイナンバーカードの取得方法はこちら

そもそも マイナンバーカードとは？

申請して、取得できる
顔写真付きのプラスチック製のカード。
マイナンバーの他に、
氏名・住所・生年月日・性別が記載されているよ！



対面(おもて面)でもオンライン(うら面)
でも使える公的な身分証明書



おもて面は顔写真付き！だから、なりすまし
できないよ！対面での身分証明書に！



うら面はICチップ付き！あなたを証明する
情報が入っているよ！税や年金等の情報は入って
いないよ！オンラインでの身分証明書に！



POINT!

オンラインでの身分証明書として、
マイナンバーカードを使うためには、
ICチップに「電子証明書」を搭載する
必要があるよ！

パスワードの設定が必要だから、カードの
申請時または受け取り時に、お住まいの
市区町村で設定してね！



4つの申請方法の手順はこちら！



スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



半分近くの人が
オンラインからの
申請なんだって！

パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

交付申請書がない場合
専用サイトから交付申請書がダウンロードできます。
プリントアウトしてお使いください。
マイナンバーカード 郵便

証明用写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
通知カード、マイナンバーカード ほかのお問合せ
050-3818-1250 050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について 通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about My Num-ber System Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-26 0120-0178-27

マイナンバーカード
の申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinsei/>

あなたにピッタリの
申請方法がわかる！

くっつけてみよう！
マイナンバーカード

マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



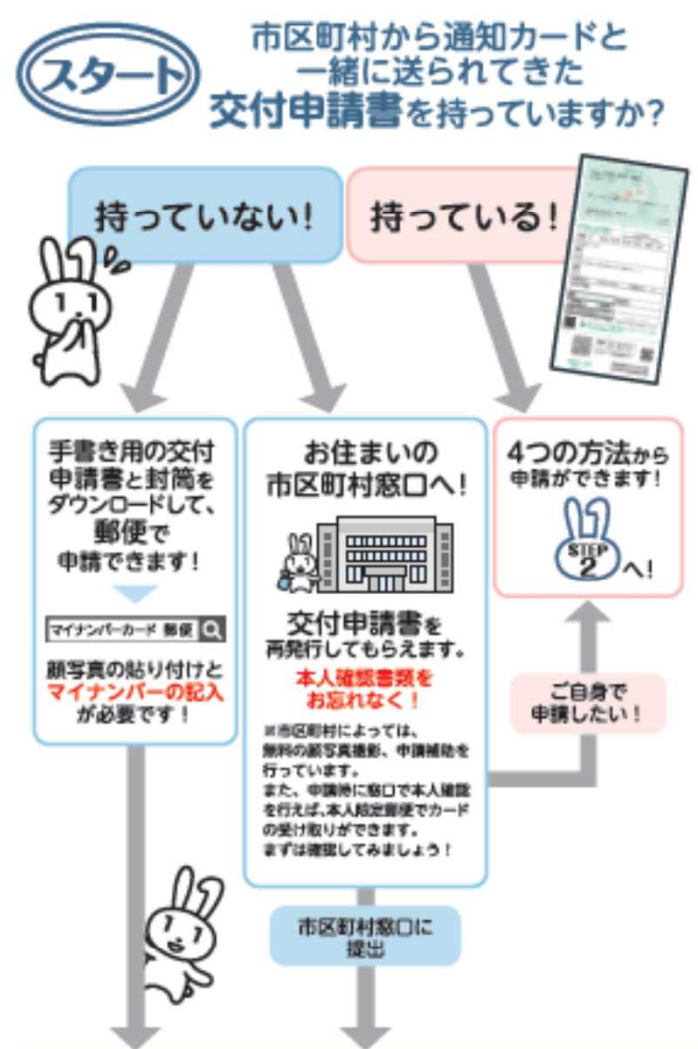
実寸サイズ



内閣府 総務省

マイナンバーカードの取得と健康保険証としての利用推進について

STEP 1 まずは必要なものをチェック! **STEP 2** あなたは何派? マイナンバーカード申請方法診断チャート!



スマホを使いこなしている!

自撮りもお手のもの!

スマートフォンで申請

郵送に比べてカードの仕上がりが早い!

必要なもの

交付申請書 スマートフォン 顔写真データ

パソコン作業が得意!

操作はお手のもの

パソコンで申請

必要なもの

交付申請書に記載の申請書ID (半角数字23桁)

パソコン

顔写真データ

文字を書く方が得意!

この思い届け~!

郵便で申請

必要なもの

交付申請書

証明写真 (6ヶ月以内に撮影したもの)

封筒

自撮りが苦手...

上手に撮れない!
手が震えちゃう~!

証明用写真機で申請

必要なもの

交付申請書

写真代

このマークが自印!

ゴール 申請から約1ヶ月後、市区町村から「**交付通知書**」が届きます!

交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

マイナンバーカードの取得と健康保険証としての利用推進について

知って安心！ マイナンバーカードの使い方

持ち歩き方



普通に持ち歩いていいの？

ええんじやよ。キャッシュカードの感覚が近いかの。失くさないようにするのじやよ！



提示方法



銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい？

おもて・うら両面を見せるのじや。



じゃあレンタルショップなどで、身分証明書として使うときは？

おもて面を見せるのじや。その際、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じやが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじや。



暗証番号



暗証番号を友達に教えても大丈夫？

キャッシュカードと同様、他人に教えてはいけないのじや。暗証番号はマイナンバーカードを利用するために必要な大事なもののじやよ！



SNSへカードの画像の投稿は??



こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫？

マイナンバーを誰かに知られても大丈夫のように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじや！



まとめ！ マイナンバーカードは安全です！

おもて

なりすましはできません
顔写真入りのため、
対面での悪用は困難。

マイナンバーを
見られても悪用は困難
マイナンバーを利用するには、
顔写真付き身分証明書などでの
本人確認があるため、悪用は困難。

電子証明書を使うため、
オンラインの利用には
マイナンバーは
使われません

プライバシー性の高い
個人情報が入って
いません

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報
は記録されません。

うら

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時的に利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マ イ ナ ン バ ー

0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分(年末年始を除く)
紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
通知カード、マイナンバーカード その他のお問合せ
050-3818-1250 050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について 通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about My Num- Inquiries about Notification
ber System Card and My Number Card
0120-0178-26 0120-0178-27

マイナンバーカード
の申請方法はこちら

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

持ち歩いてても大丈夫！ マイナンバーカードの 安全性

教えて!!
マイナンバーあちゃん



万全なのじや



マイナンバーカードの3つのギモンに マイナンはあちゃんがお答えします!



1 うら面のマイナンバーを他人に見られたらどうなるの?



見られても他人は悪用できない仕組みなのじゃ!

2 マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるの?



監視はしていないしできないのじゃ!

3 マイナンバーカードを落したり失くしたりしたらどうしよう…



安心せい、まずは電話じゃ!

ポイント1

他人があなたのマイナンバーを使って
手続することはできません!

マイナンバーを使う
手続では顔写真付の
身分証明書での本人
確認が行われます。



マイナンバーを知られても、あなたの
個人情報を探ることはできません!

- マイナンバーの利用範囲や、収集・保管などは法令で厳しく制限されています。
- 個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れることはありません。(ポイント2参照)

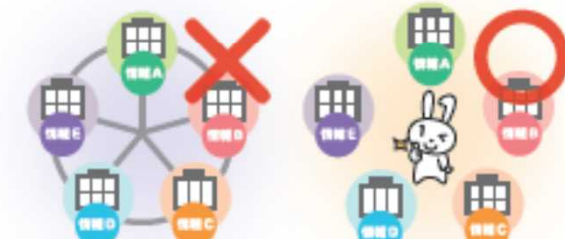
マイナンバーを悪用した場合には厳しい
罰則があります!

例えば…
マイナンバーを扱うことができる人が、自分または誰かの不正な利益のためにマイナンバーを提供した場合は、3年以下の懲役か150万円以下の罰金、もしくは両方が科されます。

※罰則は他にもあります。

ポイント2

マイナンバー制度はあなたの情報を1か所に
集めて管理する仕組みではありません!



手続を受付ける
行政職員だけが、
その手続に必要な
情報に限り
アクセスする
ことが許されています。

不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。



ポイント3

24時間365日体制にて
マイナンバーカードの
一時利用停止を受付!

キャッシュカード等
と一緒にだね!

0120-95-0178

通話料無料!
外国語にも対応!(英・中・韓・スペイン・ポルトガル)

詳しくはうら面を見てね

カードのICチップには、税や年金などの
プライバシー性の高い情報は
入っていません!



健康保険証として使えるようになっても(2021年3月(予定)スタート)、健診結果や薬剤情報がICチップに入ることはないんだね。

カード利用には暗証番号等の認証が
必要です!

- 暗証番号を一定回数間違えるとカードがロック
- 不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる

他人が悪用できないようになってるんだね!



Ⅱ その他

1. 国民健康保険の資格管理の適正化

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)の医療保険関係ポイント

(医療保険の適正な利用の確保)

- 健康保険について、引き続き、海外居住者の被扶養認定の厳格な認定を実施
また、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、原則として国内居住要件を導入し、その際、一定の例外を設ける 【令和元年5月22日公布】
- 国民健康保険について、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が入国管理局に通知する枠組みについて、通知対象を拡大 【平成31年1月7日通知発出】
また、被保険者の資格の得喪に関し、市町村が関係者に報告を求めることができる旨を明確化 【令和元年5月22日施行】
- 出産育児一時金について、審査を厳格化 【平成31年4月1日通知発出】
- なりすましについて、医療機関が必要と判断する場合に、本人確認書類の提示を求めることができるよう必要な対応を行う 【準備中】

(社会保険への加入促進)

- 国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進
- 新たな在留資格による外国人(本年4月からの特定技能1号・2号)について、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項等を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を実施 【調整中】
- 新たな在留資格による外国人(本年4月からの特定技能1号・2号)について、国民健康保険・国民年金の保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請等を不許可とする 【平成31年4月1日より実施】

国保の特別調整交付金においては、

- ・外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用
- ・海外療養費の審査業務等の委託した場合の費用

等に関して財政支援を行っている。

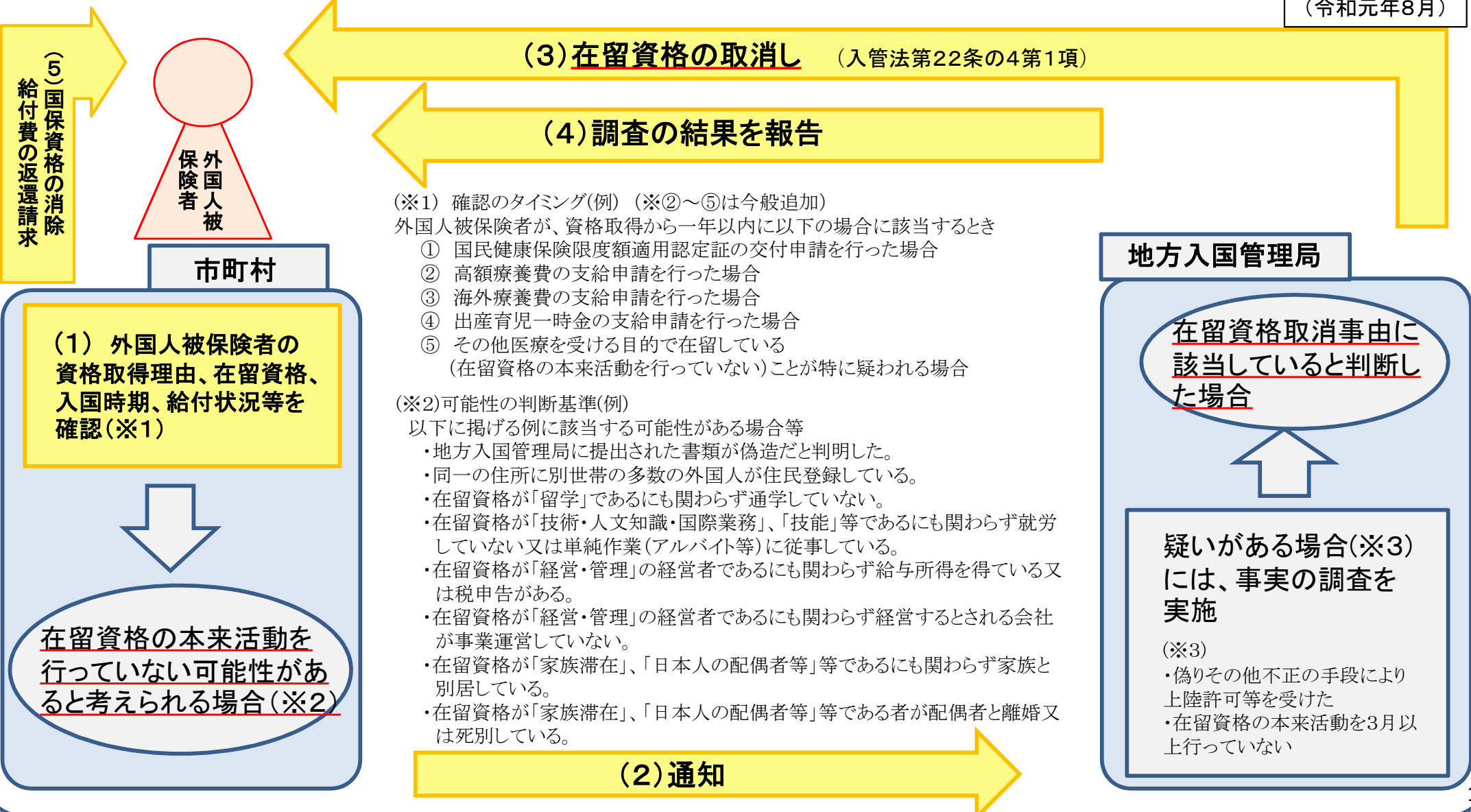
こうした財政支援も活用しつつ、外国人被保険者への適切な周知・適用等を図っていただきたい。

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用について（平成31年1月以降）

- 厚生労働省と法務省が連携し、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に、市町村が地方入国管理局へ通知することのできる体制を構築（平成30年1月～）。今般、通知対象を拡大（平成31年1月～）。
- 通知を受けた地方入国管理局は調査を実施し、在留資格取消事由に該当していると判断した場合、在留資格の取消しを行う。
- ※ なお、本通知制度については、資格管理の適正化のために実施するものであり、在留外国人の人権侵害につながらないよう適正な運用を求める。

具体的な事務の流れ(イメージ)

厚生労働省資料
(令和元年8月)



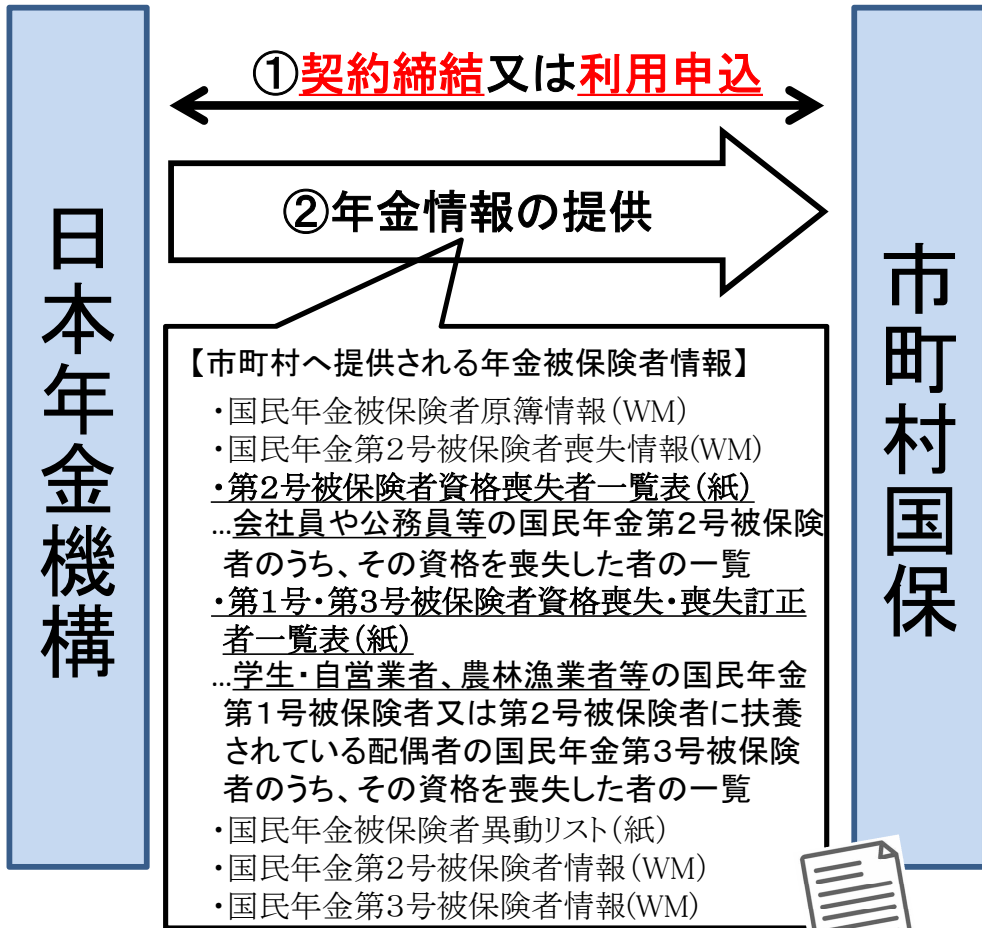
- (※1) 確認のタイミング(例) (※②～⑤は今般追加)
外国人被保険者が、資格取得から一年以内に以下の場合に該当するとき
- ① 国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合
 - ② 高額療養費の支給申請を行った場合
 - ③ 海外療養費の支給申請を行った場合
 - ④ 出産育児一時金の支給申請を行った場合
 - ⑤ その他医療を受ける目的で在留している
(在留資格の本来活動を行っていない)ことが特に疑われる場合
- (※2) 可能性の判断基準(例)
以下に掲げる例に該当する可能性がある場合等
- ・地方入国管理局に提出された書類が偽造だと判明した。
 - ・同一の住所に別世帯の多数の外国人が住民登録している。
 - ・在留資格が「留学」であるにも関わらず通学していない。
 - ・在留資格が「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等であるにも関わらず就労していない又は単純作業(アルバイト等)に従事している。
 - ・在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず給与所得を得ている又は税申告がある。
 - ・在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず経営するとされる会社が事業運営していない。
 - ・在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等であるにも関わらず家族と別居している。
 - ・在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等である者が配偶者と離婚又は死別している。

年金被保険者情報の活用による国保の資格取得・喪失処理の徹底について

厚生労働省資料
(令和元年8月)

- 平成21年2月から、日本年金機構(発足前は旧社会保険庁)と市町村との間で覚書を締結することにより、全ての市町村で年金被保険者情報(「市区町村用ねんきんネット」と「紙のリスト」)を国保事務に活用することが可能となった。
- また、平成31年4月から、①契約締結により「年金相談用WM」、又は、②(「紙のリスト」の国保事務)利用申込書兼利用契約同意書の提出により「紙のリスト」をそれぞれ国保事務に活用することが可能となった。
- さらに、令和元年12月末に「市区町村用ねんきんネット」が廃止されることに伴う新たな契約を締結することにより、令和2年1月以降、その代替措置として「ねんきんネットWM」を国保事務に活用することが可能となる(新たな契約締結等については、今後、日本年金機構から案内がされる予定。)
※ 現在、「市区町村用ねんきんネット」の覚書により「紙のリスト」を国保事務に利用している市区町村が、引き続き、令和2年1月以降も国保事務に利用する場合については、上記②の(「紙のリスト」の国保事務)利用申込書兼利用契約同意書の提出が必要になる。

<資格に関する届出がない被保険者に対する年金情報の活用>

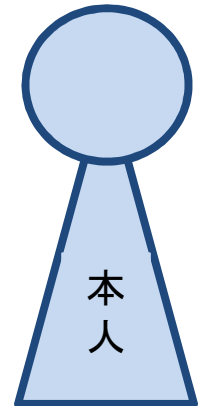


③-1 国保の資格取得届の勧奨

第2号被保険者の資格喪失一覧表(紙)から会社等を辞めたことで国保への加入が見込まれるが、資格取得届が未提出である者を抽出した上で国保の資格取得届の勧奨

③-2 国保の資格喪失届の勧奨

第1号被保険者の資格喪失一覧表(紙)から会社等に就職し健康保険に加入したことで国保の加入資格を失うと見込まれるが、資格喪失届が未提出である者を抽出した上で国保の資格喪失届の勧奨



- ※③-2の勧奨によっても資格喪失届の提出がない場合に
- WMにより、国民年金第2号被保険者又は国民年金第3号被保険者となったことが確認できること
 - 国保の資格喪失届の勧奨の発送日より1か月以上後の指定日までに提出がなく、職権喪失処理することがあり得る旨明記した勧奨状によっても提出がないこと
- 上記 i 及び ii に該当する場合は職権による資格喪失処理も可能

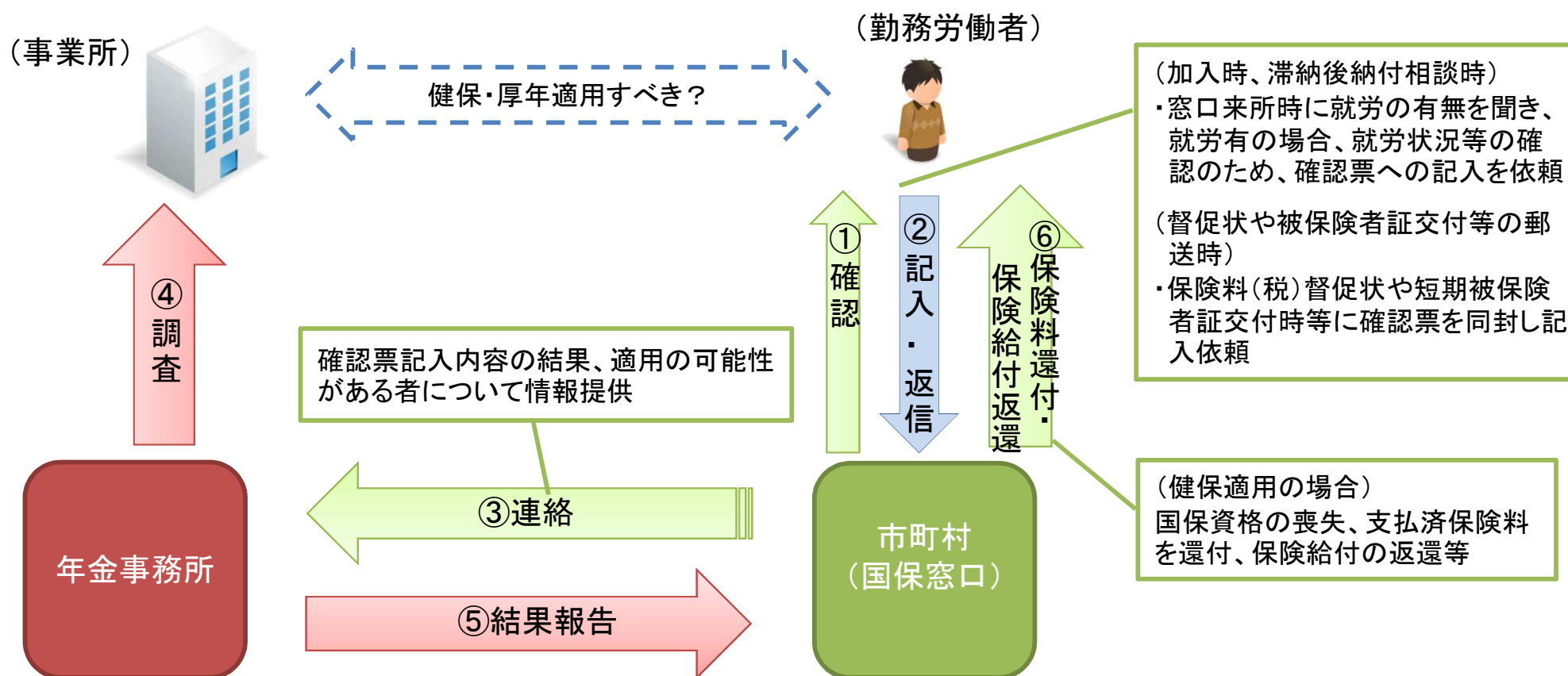
資格取得・喪失処理の徹底・迅速化を図る

(注)WM: 日本年金機構との契約により機構から貸与される窓口装置。



年金事務所と連携した被保険者資格に係る確認事務について

- 市町村国保窓口において、国民健康保険加入手続きや納付相談等のために来所された方に、就労の有無を聞き取り、リーフレットを手交し説明。確認票への記入を依頼。
- 国民健康保険料(税)を滞納している被保険者(世帯主)に督促状や催告書の送付、短期被保険者証等を交付する時等に、リーフレットや質問票を同封して郵送。
- 窓口で記入した確認票や、郵送により返信された確認票の記入内容により就労状況を確認し、健康保険・厚生年金加入の可能性が高い者については年金事務所へ情報提供し、年金事務所において事業所への調査等を実施。

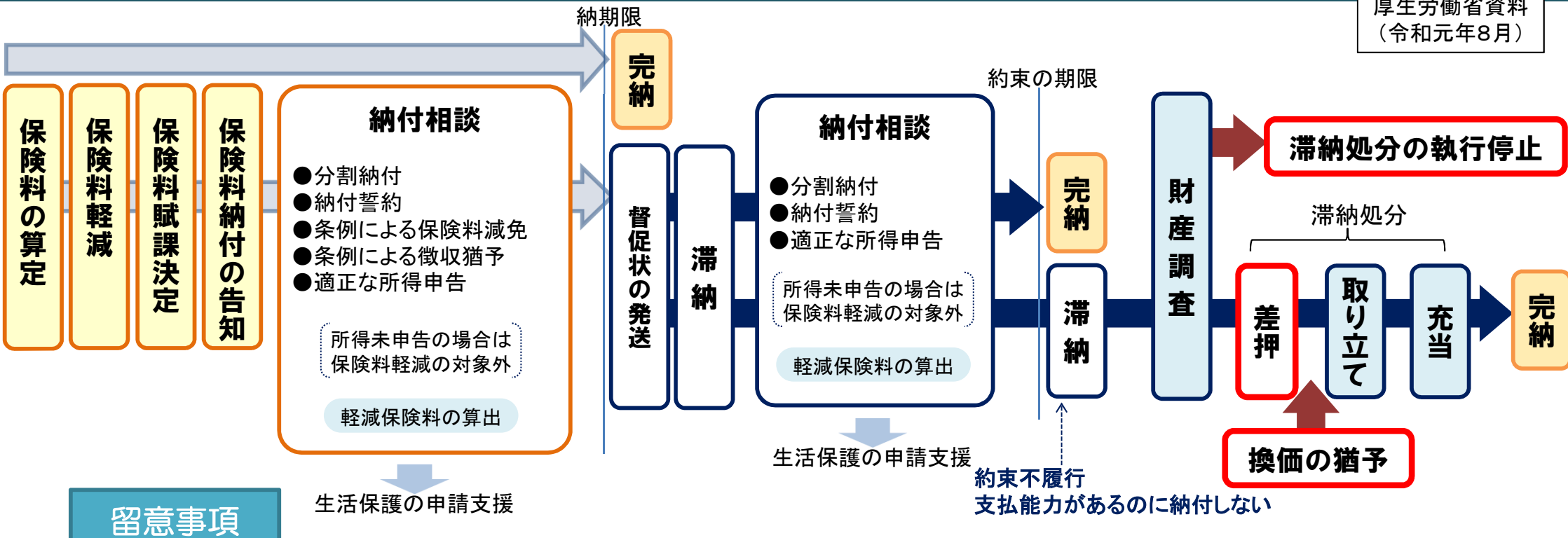


3. 個別留意事項

①国保料(税)の徴収関係

国保保険料（税）の徴収業務の流れ

厚生労働省資料
(令和元年8月)



<給与等の差押禁止の基準>

生活保護法における生活扶助の基準となる金額（支給の基礎となった期間1月ごとに10万円と滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した額）は差し押えることができない。

<滞納処分の停止における生活困窮の基準>

滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納処分の執行を停止することができる。 「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（前述の生活保護法における生活扶助の基準となる金額で営まれる生活の程度）になるおそれがある場合をいう。

<申請による換価の猶予>

納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納付の履行を確保する観点から、申請による換価の猶予の制度が設けられている。財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある場合には、滞納者の申請に基づき、換価を猶予する。

生活困窮者自立支援制度の概要

厚生労働省資料
(令和元年8月)

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国902福祉事務所設置自治体で
1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

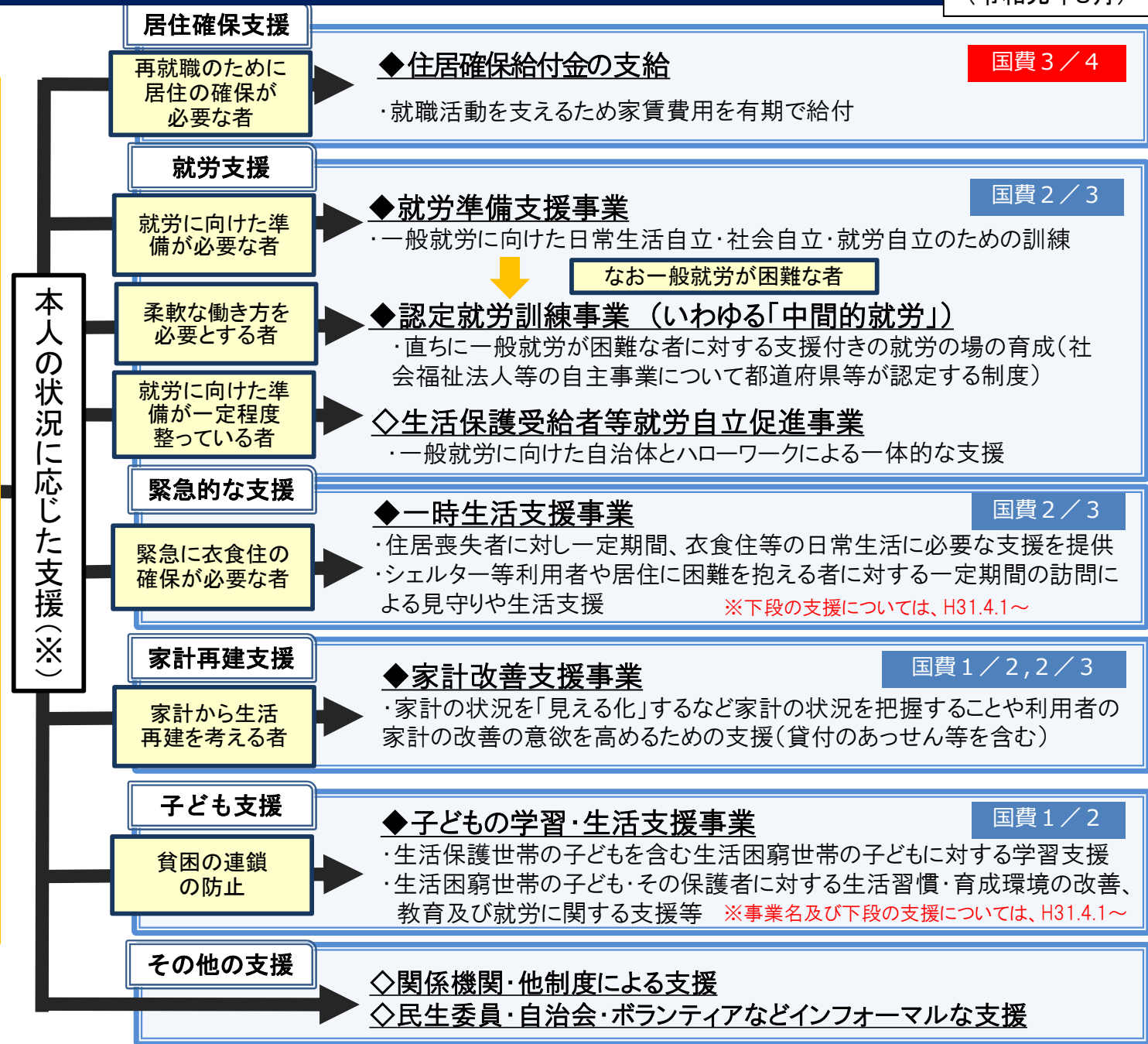
国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

厚生労働省資料
(令和元年8月)

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成27年3月27日付け事務連絡)等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用

- ・地域住民相互の支え合い等
インフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化 等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- ・農林水産分野における就労の場の確保

地域福祉施策
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

住宅施策
(居住支援協議会)

子ども・若者育成支援施策
(子ども・若者支援地域協議会等)

多重債務者対策
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

農林水産分野

自殺対策施策
(自殺予防に関する相談窓口、地域自殺対策推進センター)

ひきこもり地域支援センター等

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

矯正施設
(保護観察所等)

国民年金保険料免除制度

教育施策
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

介護保険
(地域包括支援センター等)

障害保健福祉施策
(障害者就業・生活支援センター等)

ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策
(福祉事務所、児童養護施設等)

生活保護
(福祉事務所)

労働行政
(ハローワーク、地域若者サポートステーション等)

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援 等

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保 等

- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携 等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知 等

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援 等

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供 等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・所得の低い世帯への配慮措置の周知や申請援助
- ・保険料(税)滞納者への連携した対応

- ・ひきこもり状態にある者への連携した対応

- ・自殺の危険性が高い者への連携した対応

ター

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者等の自立を促進するための

厚生労働省資料
(令和元年8月)

改正の趣旨 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる

改正の概要

「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について(平成30年10月1日付け社援地発1001第12号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保国発1001第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・保高発1001第1号厚生労働省高齢者医療課長通知)により都道府県宛に通知済。

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)

② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設

③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進

② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化

② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等)

②医療費通知を活用した医療費控除

医療費通知を活用した医療費控除について

厚生労働省資料
(令和元年8月)

- 従来、医療費控除(所得税法第73条)の適用を受ける場合には、医療費の領収書の添付が必要とされていたが、平成29年度税制改正により、医療費の領収書の添付・提示は不要※となり、医療費控除の明細書を添付することとされた。

※ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間の保管義務がある。

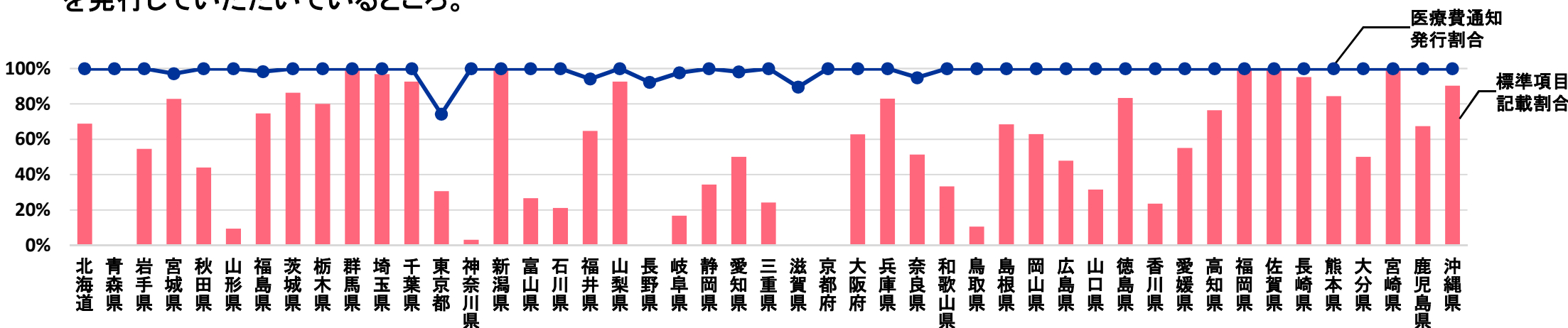
- 上記の改正とあわせて、保険者が発行する医療費通知について、標準項目が記載されていれば、申告手続に利用することが可能となっている。

(標準項目が記載された医療費通知を添付した場合、医療費通知に記載された医療費に係る領収書の保管は不要である)

【医療費控除の申告手続に利用する際に必要な医療費控除の標準項目】

- ①世帯主又は組合員の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた被保険者の氏名
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者が支払った医療費の額 ⑥保険者の名称

- 国民健康保険においては、平成29年度末までに、約6割の市町村と約4割の国保組合に標準項目が記載された医療費通知を発行していただいているところ。



- 被保険者の利便性向上の観点から、
 - ・標準項目が記載されている医療費通知を発行していない場合には、発行に向けた検討をお願いするとともに
 - ・発行している場合でも、医療費通知の年別の作成や医療の明細の時系列に沿った記載等をお願いしたい。

③子どもの短期被保険者証

短期被保険者証と被保険者資格証明書の比較

厚生労働省資料
(令和元年8月)

	短期被保険者証（短期証）	被保険者資格証明書（資格証）
短期証・資格証の性質	<ul style="list-style-type: none"> ○有効期間の短い被保険者証 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の窓口で提示すれば、通常の一部負担金で受診することができる。 ・有効期間は個々の滞納世帯の状況に応じ、保険者が決定。（例：6ヶ月・3ヶ月・1ヶ月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者であることを示す証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・資格証の交付を受ける世帯は、被保険者証を保険者に返還する。 ・医療機関の窓口で、医療費を全額支払った後、保険者に医療費（保険給付分）の償還払いを申請することができる。
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料を滞納している者との接触の機会を確保し、市町村の窓口で納付等を直接働きかける。 （保険料の減免や分割納付も含めた納付相談を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料を納付することができない「特別の事情」（※1）がないにも関わらず、保険料を滞納している者との接触の機会を確保し、市町村の窓口で納付等を直接働きかける。 （保険料の減免や分割納付も含めた納付相談を実施）
交付される場合	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料を滞納している場合 ※資格証交付世帯であっても、被保険者が医療を緊急に受ける必要が生じ、保険者に医療費の支払いが困難である旨を申し出た場合には、緊急的な対応として交付することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料を納付することができない「特別の事情」（※1）がないにも関わらず、1年間保険料を滞納している場合 （※1）特別の事情 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の財産が災害又は盗難にあった ・世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気又は負傷した ・世帯主が事業を廃止又は休止した ・世帯主の事業に著しい損失があった ・以上と類する事由があった
子どもの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○短期証交付世帯であっても、<u>高校生世代以下（※2）の被保険者については、有効期間を6ヶ月以上とする。</u> （※2）高校生世代以下の被保険者 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格証交付世帯であっても、<u>高校生世代以下（※2）の被保険者については、有効期間を6ヶ月とする短期証を交付する。</u>

【参考】国保課長通知「短期被保険者証の交付に際しての留意点について」 (平成21年12月16日付け保国発1216第1号)の概要

厚生労働省資料
(令和元年8月)

通知の概要

1. 被保険者資格証明書世帯に属する高校生世代以下の子どもに対する短期被保険者証の交付の留意点

- ・被保険者資格証明書の交付を受けている世帯に属する18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある被保険者(国民健康保険法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。)に対しては、有効期間を6か月とする短期被保険者証を交付することとされたこと。
- ・この短期被保険者証が、世帯主が窓口を受け取りに来ないことにより、被保険者の手元に届いていない場合は、電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めること。
- ・短期被保険者証を郵送で送付している場合において、世帯主が不在であること等により、被保険者の手元に届いていないときは、改めて市町村から改正法の内容について記載したはがきやチラシを配布するなど、容易に世帯主が改正法(※)の内容を知り得るよう周知を行った上で、再度、電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めること。
- ・世帯主の住所不明等の理由により、電話連絡や家庭訪問等によっても短期被保険者証を交付できない場合は、実際に居住しているかどうかの確認を行い、必要に応じ住民基本台帳担当部署との連携を図るなど、被保険者の資格管理を適切に行うための措置を講ずること。

2. 短期被保険者証世帯に属する高校生世代以下の子どもの取扱い

- ・短期被保険者証の交付を受けている世帯に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がいる場合、当該被保険者に対する被保険者証の有効期間は6か月以上とすること。

3. 短期被保険者証の交付に係る一般的な留意点

- ・短期被保険者証の交付に当たっては、保険料を滞納している世帯(以下「滞納世帯」という。)に対し、市町村の窓口において納付相談をすることができる旨を周知徹底するとともに、継続的に納付相談及び納付指導を行うことにより、滞納の解消に努めること。
- ・短期被保険者証の交付の趣旨は、市町村と滞納世帯との接触の機会を設けることであるから、世帯主が市町村の窓口で納付相談に来ないことにより、一定期間、これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくないこと。
- ・特に短期被保険者証交付世帯に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者がいる場合は、改正法等の趣旨にかんがみ、窓口における留保を放置することなく、電話連絡や家庭訪問等により接触を試み、できるだけ速やかに手元に届けるよう努めること。
- ・短期被保険者証がその有効期間内に被保険者の手元に届かない場合には、電話連絡や家庭訪問等を実施し、実際に居住しているかどうかの確認を行うとともに、必要に応じ住民基本台帳担当部署との連携を図るなど、被保険者の資格管理を適切に行うための措置を講ずること。

※改正法:医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)